

協議第14号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて提出する。

平成16年2月4日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

地域審議会の取扱いについて（合併協定項目番号：12）

地域審議会については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新町において設置する。

地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

平成16年2月4日確認

地域審議会の設置に関する事項

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項にの規定に基づき、合併前の矢部町、清和村及び蘇陽町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、新町の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新町の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事項
- (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他新町の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新町の長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会の委員は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次の各号に掲げるもののうちから、新町の長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会は、新町の長が招集する。

2 地域審議会は、毎年2回以上開催するものとする。また、地域審議会の委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 地域審議会は委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 地域審議会の議長は、会長をもって充てる。

- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 6 会議は、公開とする。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、新町の本庁及び総合支所において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り、これを定める。

6 . 地域審議会 関係法令

【市町村の合併特例に関する法律】

(地域審議会)

第5条の4

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地域審議会に関する事項

1. 制度の趣旨

地域審議会の制度は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かく住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものである。

合併前の市町村の区域を基礎とする制度としては、市町村議会議員についての定数・在任の特例により、合併後、一定期間は各合併関係市町村（旧市町村）の区域を基盤とする議員の選出又は議員としての在任が可能となる場合がある（合併特例法6条、7条）。

また、「特に必要があるとき」に認められる一般的制度を適用して、条例で旧市町村の区域を区域とする選挙区を置くことも可能である。（公職選挙法15条第6項）しかしながら、これらの制度の適用を受けて選出され又は在任する議員も合併市町村全域の議会の構成員であり、また議会は、議会又は議員の権限とされた事項については議事の対象となるが、合併市町村の執行機関の権限に属する事項にまで権限が及ぶものではない。

したがって、合併前には単一の市町村として一体的に施策が実施されてきたが、合併により市町村の区域が広がることにより、区域固有の意見の反映ができにくくなるとか、行政区画の拡大により住民と行政の距離が遠くなるなどの懸念への対応や、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明のための新たな仕組みの創設などが要請された。そこで、今回の改正により、合併関係市町村の区域を単位として、合併市町村の施策に関し諮問を受け又は必要に応じて意見を述べるができる附属機関を置くことができることとした。このことにより、合併を進めるうえでの懸念や障害を除去し、また、合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図ろうとするものである。なお、地方分権推進委員会の第二次勧告においては、「国は、・・・合併により中心地以外の合併地域がさびれる等の懸念に対処するため、例えば、合併市町村の執行機関に対する旧市町村の代表の参加など、旧市町村単位を基礎とする組織又は仕組みの導入等合併対象市町村の活性化方策を検討する。」とされ、地方制度調査会の答申においては、「合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に、有識者等から成る組織等を設置することなどにより、地域の意見を反映させること。」とされたところであり、「地方分権推進計画」においては、「合併関係市町村の区域を単位として、既存制度の運用を多面的に行うなど、地域の実情に応じた活性化方策が行われるよう必要な措置を講じる。」とされている。

2. 地域審議会の設置の手続

今回の改正では、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域にかかる事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができるものとされた。この場合、地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項についても同様に協議により定めるものとされている。

地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく合併市町村の長の附属機関である。附属機関は地方公共団体が条例で設けるものであり、合併の場合については、合併後に合併市町村の条例により設けることが原則であるが、地域審議会の設置の趣旨の一つは、合併前の懸念や不安を払拭しようとするものであることから、地域審議会の設置は合併前に決定できることとすることが適当である。ところが、新設合併の場合、合併前に合併後の合併市町村の条例を制定することはできない。また、編入合併の場合も、編入合併といえども合併後の地域審議会については合併関係市町村の全体の合意を要する性格のものであるといえるが、編入される市町村で合併後の合併市町村の条例を制定することはできない。したがって地域審議会の設置について、合併前に条例でない形式により設置の根拠を設けることが適当であり、合併関係市町村の協議により定めることができることとされたものである。この合併関係市町村の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、条例と同様に民主的な手続きの下に置くこととしている。このように合併前に合併関係市町村の協議により定める事項としては、そのほか、市町村の議会の議員の定数・在任に関する特例及び農業委員会の委員の任期等に関する特例がある。

地域審議会の設置及び地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項に係る合併関係市町村の協議については、前述のように合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。また、合併市町村は、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならぬものとされている。

3. 地域審議会の役割等

地域審議会は、合併関係市町村の区域であった区域において合併市町村が処理する事務、すなわち、合併市町村の合併関係市町村の区域にかかる事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

どのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、一般的には、例えば、合併市町村の長の諮問に応じる事項としては、市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況(定期的なもの)、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられ、また必要と認められる事項としては、市町村建設計画の執行状況(随時的なもの)、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況などが考えられる。また、当該区域においてのみ行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係にある事務・事業については諮問に応じる事項にも必要と認める事項にもなり得るものである。

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての市町村に置かなければならないものではなく、また、地域審議会を置くこととなった市町村にあっても、すべての合併関係市長村の区域について置かなければならないものでもない。これは、市町村合併を進めるに当たって、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合や合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていくうえで適切である場合などに、それぞれの地域の実情により、主体的に判断されるべきものであると考えられるからである。

地域審議会の設置は、従来一体性があった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、二つの合併関係市町村の区域を合わせて一つの地域審議会を置くことや、一つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

ただし、合併に伴い市町村の規模が大きくなるため、広報公聴の単位などとして、合併関係市町村の区域をさらに細分化し、自治法138条の4第3項に基づき、条例により附属機関を設置することを妨げるものではない。

地域審議会は、特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議において期限を定めて設置されることとされている。なお、合併後に設置期間の変更を行うことは可能であると考えられる。期限を定めるに当たっては、市町村建設計画の変更の際には地域審議会の意見を聴かなければならないとされていることに鑑み、市町村建設計画の期間(例えば5年～10年)も考慮されることが適当であろう。